

第一三回

参第二号

補助貨幣損傷等取締法臨時特例（案）

補助貨幣損傷等取締法（昭和二十二年法律第四百四十八号）の規定は、当分の間、十円及び五円の補助貨幣以外の補助貨幣には適用しない。但し、この法律施行前の行為に対する罰則の適用は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近の物価情勢により、一円以下の補助貨幣の実質価値がその名目価値を上廻り、且つ、これらの補助貨幣が実際の取引に使用されることが極めて稀になつた実情にかんがみ、これらの補助貨幣の損傷等の取締に関し特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。